予算決算委員会会議記録	
１．日　時	令和８年９月２４日（木）　９時２５分開会 令和８年９月２４日（木）１３時０５分閉会
２．場　所	議員協議会室
３．出席委員	降矢杏奈委員長、隅田雅春副委員長、金崎美和委員、大内正博委員、本多紀元委員、桐村裕一委員、降矢宏章委員、荒木礼子委員、渡辺拓道委員、野々村康委員、小畠政行委員、稲山悟委員、前田えり子委員、向井千尋委員、安井博幸委員、岡圭子委員、原田豊彦委員、上田英樹委員
４．欠席委員	なし

５．協議事項

議案第８４号　令和８年度丹波篠山市一般会計補正予算（第３号）
議案第８５号　令和８年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第８６号　令和８年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第８７号　令和８年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第８８号　令和８年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第８９号　令和８年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第１号）

６．議事の経過

降矢委員長　挨拶

降矢委員長　開議宣告

９：２５　　開議

総務文教分科会座長報告

■議案第８４号　令和８年度丹波篠山市一般会計補正予算（第２３号）

向井座長より報告後、質疑応答。

＜主な質疑応答等＞

―　質疑なし　―

民生福祉分科会座長報告

■議案第８４号　令和８年度丹波篠山市一般会計補正予算（第２号）

■議案第８５号　令和８年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
■議案第８６号　令和８年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
■議案第８７号　令和８年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第２号）

稲山座長より報告後、質疑応答。

＜主な質疑応答等＞

安井委員　　長寿福祉課の篠山学園ウエルライフの件ですけども、賃借料が 47 万円から 28 万円に大幅に減っているんですけども、この辺の理由について何か分かりますか。

稲山座長　　質疑の中で賃借料のお話が出ておりますので会議録を私のほうで読ませていただきます。まず、今回、改定に至った経緯については、10 年をめどに両者協議により見直すという契約に基づいておりまして、今回、施設の管理運営を全てウエルライフに行っているという状況もあり、先方から 10 年たったことを機に額について見直しをお願いしたいというふうな申出がありましたことから、今回見直すということになっております。詳細については会議録にありますのでそちら見ていただいたらと思います。

安井委員　　ちょっと 4 割ほどの値引きという感じなので、私は違和感があったんですけども、執行部としてはやっぱり最初に 47 万円にしたときも根拠があって算出されたと思うんです。そんなに大幅に値引きをしなきゃいけないっていうのがちょっと理解しにくいんですけども、その辺りについて何かありましたら教えてください。

稲山座長　　そういったところの具体的な質疑までは出ておりませんが、今後も人材育成ということに関しては施設としてもしっかり取り組んでいきたいということでありました。安井委員のご質問にありましたところまでは分科会中では質疑としては出ておりません。

産業建設分科会座長報告

■議案第８４号　令和８年度丹波篠山市一般会計補正予算（第２号）
■議案第８８号　令和８年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第１号）

■議案第８９号　令和８年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第１号）

荒木座長より報告後、質疑応答。

＜主な質疑応答等＞

安井委員　　篠山城跡を照らすライトの件ですけども、30 基を使うことと耐用年数 5 年ということなんですけど、金土日の夜間だけ使えば、実際のところは何十年ぐらい使えるのかという素朴な疑問なんですけども、いかがでしょうか。

荒木座長　　金土日だけ使うと言いますより、外に常設となりますので、その点で丁寧に使用していきたいということでした。耐用年数が 5 年ということなのですが、今年度まだ使っておりませんので、6 年度の末に購入しまして、そこから 5 年というところを丁寧に使っていきたいという回答しかありませんでした。

野々村委員　　農業施設災害復旧事業の施設について、それの地元負担については、受益者の負担という説明がされて、そのあと排水路については、管理をされているのは自治会なので、自治会がそれを負担するというご説明をいただいたところなんですが、その二つの文言に齟齬がありまして、自治会が受益者でなければ、管理者であっても受益者が負担すべきという座長の説明になりますので、自治会については、管理者であり、受益者であるというようなことをご説明いただかないと、聞かれている方は疑問を呈されるのではないかと考えます。恐らく管理を自治会でされているのであれば、自治会が受益の大部分を負担されているのではないかと思いますので、その辺の文言について確認をお願いしたいと思います。

荒木座長　　自治会が管理されている管理者であり、受益者であるという文言に訂正させていただきたいと思います。

桐村委員　　会議録の中によし池公園の破損遊具の件が出ています。その中で一つがむちゃな使い方をして壊れたと書いてありまして、職員のほうが目視で確認したと。ほかの遊具に関しては、質問の中では、また今後調べていきますと書いてあるんですが、市が 1 年に 1 回、専門業者が 3 年に 1 回と書いてますが、具体的に次はいつ頃調査するかお伺いされたのでしょうか。

荒木座長　　具体的に、点検の時期についての質疑はございませんでした。

桐村委員　　一般の人が見ていないところで使う公園なので、一つが大幅

に破損をしてて、あと二つの使い方っていうのは今後危険な可能性もあるので、その二つがまた危険であるということをもっと掘り下げることはなかったのでしょうか。

荒木座長　　3 基設置してあるうちの 1 基が破損となりまして、残る 2 基についてのそういった質問は特には出ておりませんでした。質疑の中では、注意喚起のテープが張ってあるんですが、それを張り替えたり、見えるように看板等を設置していきたいとの回答がありました。

議員間討議

降矢委員長　　討論、表決に入る前に、全体を通して何か御意見はありませんか。疑義がある場合、市長に確認しておきたい事項がありましたら、上げていただきたいと思います。何か御意見はありませんか。

荒木委員　　先ほど座長報告のほうでもさせていただきましたように、山の芋振興補助金について、市長、総括質問とさせていただきたく御説明を申し上げます。少し長いですが、よろしくお願いします。農都政策課の「山の芋振興補助金」については、この度の長月会議において、大幅な拡充が提案されました。これは、本市の特産作物である山の芋における作付栽培面積が年々減少している状況を受け、従来の山の芋新規生産者支援事業および山の芋振興奨励金事業について、補助単価を増額するものです。山の芋生産については栽培面積の減少推移が顕著であり、10 年前の平成 28 年に 40.5 ヘクタールあったものが、毎年 2～3 ヘクタールずつ減少を続け、令和 5 年度に 21.5 ヘクタール、今年度は 12.9 ヘクタールまで減少しています。当局からは、現行のまま推移すれば来年度には 10 ヘクタールを下回る可能性が高いとの強い危機感が示され、他作物に比べ、植え付けに必要な種芋にかかる費用が高額であることや、販売成果を得るまでに至る栽培技術の難しさ、また、作業のほとんどが手作業であり手間がかかる上、労働時間の長さと所得が見合わないことなど山の芋栽培の現状についての説明がありました。

分科会の審査では、今回の補正は年度途中であり、作付が完了しているため、交付対象者が既に限定されることや、補助単価の大幅な増額について、なぜ今の時期の補正提案なのかといった質疑が多く出されました。当局からは、秋の収穫後から翌

	年の植え付けに向けて必要となる種芋を確保し、生産者に来年の作付へと繋げてもらうためにも、今年度内に制度を拡充して、生産者へ明確に「面積拡大に向けたメッセージ」を届け、生産意欲の維持向上に繋げたいとの説明がありました。また、単価の増額については、現行の「時間当たり収益」が他の特産物と比べ著しく低いことを踏まえ、機械化省力化が難しい山の芋栽培において、農家所得の補償として、「時間あたり収益」を少しでも引き上げていき、生産意欲の維持と作付面積の回復を図りたいとの説明がありました。 　産業建設分科会では当局からの説明を受け、山の芋生産の危機的減少に対する措置対応として今回の補正は理解する一方で、「補助金の効果が来年度の作付判断にどこまで寄与するのかが不透明である」という構造的な課題が残ることも、分科会において指摘されました。さらに、委員からは、山の芋振興を進めていく上では、今回の補助金拡充だけではなく、山の芋振興策全体としての整合性を十分に確保するよう制度全体を見直し、総合的な取組を進めていくべきではないかとの意見が出されました。具体的には、山の芋機械導入支援、土づくり支援、のれん分け事業制度、栽培省力化支援など、既存の関連制度との連携・一体性が不十分であり、制度間の整合性を丁寧に見直す必要があるとの指摘に加え、省力化技術の普及や販売単価の向上、栽培技術の継承など、振興に向けた取組を総合的に進めるべきとの意見が示されました。 　これらの議論を踏まえ、今回の補正が山の芋振興策全体の中でどのような効果となるのか、また、来年度以降の制度設計において、各制度間の整合性をどのように確保し、持続可能な振興策として再構築していくのかについて、産業建設委員会分科会の総意となりましたので、市長総括質問とさせていただきたく、ご報告させていただきます。
降矢委員長	この提案につきまして何か御意見はありませんでしょうか。
安井委員	内容的には、非常によくできていると思うんですけど、実際問題として今、山の芋の生産者が何人いらっしゃって、例えば生産者の平均年齢が何人ぐらいなのか。例えば 80 歳以上の方、70 歳以上の方がどのぐらいいらっしゃるのか。要するに現状が私は分からないんですけども、かなり高齢化していってるという認識を持ってます。そういう高齢化している場合、幾ら補助

	金を上げても、もう体力的に限界とか、そういう理由で生産をやめられる方っていうのはよくあるんですよね。だから、そう考えると補助金だけで効果が出るのか。全体状況、現状をしっかり把握して、それに対してどういうことをすれば、補助金ではない方法でやるっていうことをやっぱり考えないといけないのかなと思います。その辺りを、総括質問にちょっと加えていただけたらうれしいかなと思って言わしていただきました。
降矢委員長	今の安井委員の補助金以外の何か対策はあるのかということを総括質問に付け加えるというふうな御意見がございましたが、荒木委員いかがでしょうか。
荒木委員	安井委員がおっしゃるとおり産業建設常任委員会といたしましても補助金に頼るのではなく、やはり全体としてどのような振興策を考えていけるのか、取り組んでいけるのか、そういったところは必要だという認識でおりまして、総括質問はそのことも含めまして将来全体の振興をどのように考えているのかということも盛り込んでいきたいと思っております。
安井委員	それから、山の芋栽培は非常に労力がかかって、それに対する収益が少ないというのを補助金でカバーするという仕組み自体がちょっと問題かと思います。やっぱり労力がかかっても、おいしいのであればもっと値段は高くあるべきなんだけど、高くないのであれば、やっぱりみんな栽培をやめますよね。その辺りの仕組み、要するに販売価格はマーケットが決めるわけです。マーケットが丹波篠山の山の芋がおいしくて、高い値段で買ってもらえれば、それをつくる価値はあるんだけど、そうではなく、他のナガイモとかの芋と同じような扱いしか受けられないのであれば、つくる意欲というのがもうひとつ分からなくなってしまうのではないかと思って、付加価値というか、そういうことに対する仕組みを考えてほしいと思ったりします。
降矢委員長	今、安井委員からの山の芋の振興をどのように考えていくのか、仕組みそのものをどうしていくのかという意見に対していかがでしょうか。
荒木座長	仕組みそのものも改めて今回の補正をきっかけに、今後どのように考えていくのかは必ず市長に聞かなくてはいけないと思っておりまして、そういった市長総括質問とさせていただきたいと考えております。先ほど報告させていただきましたよう

	に、3 年をめどに事業評価をすると当局が答弁しておりまして、補助金を増額しただけの 3 年間としないために、やはり 3 年間で、山の芋をどのように進めていくのかをしっかりと考える期間にしていただきたいということも加えた総括質問にしていただきたいと思っております。
降矢委員長	安井委員よろしいでしょうか。
安井委員	はい。
降矢委員長	そのほか、何かこの提案について御意見はございませんでしょうか。
渡辺委員	追加で聞いてもらいたいのが財源のことです。今回は一般会計を入れて、補助金を増額するということですけども、来年以降については、方法としては同じようなやり方でやる。あるいは産地交付金の配分方法を変更するということも考えられるので、3 年ほど続けたいということなんですけども、その辺りの、反当たり 10 万円の財源を来年度以降、どう考えるのかということもあわせて聞いてもらえたらうれしいです。
降矢委員長	今、渡辺委員から財源についてもプラスして質問を行っていただきたいということですが、この件につきましていかがでしょうか。
荒木座長	渡辺委員がおっしゃるように、補助金だけではなく振興策全体を考えますと、恐らく来年の補助金との兼ね合いもあって山の芋振興にかかる予算が増えるのではないかと思っているところもあります。産地交付金については、それも協議会のほうとも検討していきたいとの当局の回答もありましたので、その辺りも踏まえて、財源をどのように考えているのか総括質問の中に入れていただきたいと思います。
降矢委員長	今、安井委員、渡辺委員からのご意見がありましたけれども、そのほか何かこの提案につきまして、御意見はありませんでしょうか。そのほか意見がないようでございましたら、山の芋振興補助金の件につきまして、荒木委員からの提案を尊重しまして、この後の討論、採決の前に委員長から質問を行いたいと思います。これに御異議はありませんでしょうか。 ― 異議なし ―
降矢委員長	異議なしと認めます。それでは、山の芋振興補助金について、この後討論、そして採決の前に委員長から市長に対し質問を行いたいと思います。ここで質問の作成のため、暫時休憩をとり

たいと考えます。

（休憩　９：３０～１１：１０）

降矢委員長　　予算決算委員会を再開します。市長への確認質問につきまして、文案を作成いたしました。今、配付したとおりでございますが、この内容を私のほうから、市長質問の内容を皆さんに提案しますので、皆様の総意を頂きましたら、休憩の後、市長質問をさせていただきたいと考えます。

―　質問案を読み上げ　―

降矢委員長　　以上が質問内容となりますが、何か、この内容に関しまして、御意見がありましたらお願いします。

―　意見なし　―

降矢委員長　　よろしいでしょうか。それでは、この内容で、市長に質問を行いたいと思います。ここで暫時休憩といたします。

（休憩）

降矢委員長　　それでは、市長及び、関係部長等に御出席を頂きました。それでは、日程第８、そのほかを議題とします。

ここで分科会審査及び議員間討議を行った結果、予算決算委員会として、市長等に対し総括的な質疑を行います。なお質問は委員長からの一問一等方式で行います。

それでは山の芋振興補助金について質問をいたします。「山の芋振興補助金」については、この度の長月会議において、大幅な拡充が提案されました。これは、本市の特産作物である山の芋の作付面積が年々減少している状況を受け、従来の「山の芋新規生産者支援事業」及び「山の芋振興奨励金事業」について、補助単価を増額するものです。山の芋生産については栽培面積の減少推移が顕著であり、当局からは、現在の状況がこのまま続けば、来年度には作付面積が 10 ヘクタールを下回る可能性が高く、今この時期に「山の芋の面積を拡大していく」というメッセージを生産者に届けることで、来年の栽培面積の確保につなげたいとの説明がありました。栽培技術を要する難しい作物であることから、

年々作付面積が減少していることを受けて、山の芋生産の深刻な衰退に対する緊急的な対応として、その必要性については理解するところです。

しかし、今回の補正については、制度を年度途中で拡充することから、実際に補助の対象となるのは、すでに作付けを終えている農家に限定されます。そのため、今回の補助金の増額が、来年度の作付面積の拡大にどこまでつながるのかという点については、十分に見極める必要があると考えます。委員会においても、「補助金を増額することで、本当に作付面積の回復につながるのか」「今回の補正が、来年度の作付確保、拡大にどの程度の効果をもたらすのか」といった点について、さまざまな意見や疑問が出されました。

そこで、市長に質問します。今回、年度途中での補助金拡充が、今年度、作付した生産者支援だけに終わらせることなく、この補正をきっかけとして、来年度以降の作付面積の回復や生産者の確保・拡大に向けて、確実につなげていくことが重要だと考えます。令和９年度の目標である 17 ヘクタールの達成に向けて、今回の補助金拡充が、来年度にどのような効果となると考えておられるのか。また、これが今後どのような成果につながると考えておられるのか、市長の見解をお聞かせください。

次に、今回の補正での補助金拡充を契機に、持続可能な生産に向けて、振興策全体を見直す必要があると考えます。山の芋の生産を回復させていくためには、補助金による支援だけではなく「省力化技術の普及」「栽培技術の継承」「新規生産者の確保と定着」「既存生産者の継続支援」「販売支援や所得向上」などを、総合的に進めて行くことが重要だと考えます。現在、本市では「山の芋機械導入支援」「土づくり支援」「のれん分け事業制度」「栽培省力化支援」など、さまざまな支援制度が設けられていますが、制度それぞれの整合を図り、生産者が「新たに栽培を始める段階」から、「技術を習得する段階」、「栽培面積を拡大する段階」、そして「安定して生産・販売を続ける段階」まで、切れ目なく支えていける仕組みにしていくことが重要ではないでしょうか。

また、今年度の栽培農家のうち、２年目以降で、かつ５アール未満の小規模な面積で栽培している農家は、全体の３分の２にあたる 190 名いるとされています。山の芋栽培は、１年経験しただけでは十分な技術を身につけることは難しく、特に２年目以降

	は、栽培技術を確立し、収益向上に向けて、さらに面積を拡大していくための重要な時期で、この段階で十分な支援がなければ、せっかく新たに栽培を始めた農家が離脱してしまうことにもつながりかねません。 　そこで市長に質問します。現在実施している複数の山の芋振興施策についても、面積要件や対象者、支援内容などを改めて見直し、今後の施策において、新規生産者や販売農家だけではなく、２年目以降の小規模な生産者をいかに次につなげていくか、まだ販売につなげて行くかといった、生産者の成長段階に応じた、切れ目のない制度設計を考えていくなど、施策全体を見直していくことが、必要であると考えますが、市長の見解をお伺いします。また、山の芋振興策全体の財源をどのように確保するのか、市長の見解をお伺いします。 　さらに、今回の補助金の拡充は、３年間の施行として、３年後事業評価したいと説明されていますが、補助金の増額だけでなく、山の芋振興の仕組みそのものを立て直し、栽培面積回復にかける３年間として、取り組むべきと考えます。そのためには、「新規生産者の離脱を防ぎ、定着につなげること」「２年目以降の経験の浅い小さな生産者が栽培技術を確立し、面積拡大に繋げられるよう支援すること」「既存の生産者が安心して栽培を継続できる環境を整えていくこと」「省力化技術の導入で労働負担を軽減すること」「販売戦略やブランド力の向上により、収益性を高めること」「栽培技術を次世代へ継承していくこと」などを、補助金と一体的に進めていく必要があります。振興施策を進める上で、来年度の目標を 17 ヘクタールとし、作付面積回復に向けて、数値目標を設定することは当然重要なことでありながら、山の芋振興においては、栽培に手間のかかる作物である特性上、生産者が技術を習得してく過程で「作ってよかった」「これからも作り続けたい」と思えるような作物となるよう支えていき、作り手とともに守り、育てていくことが重要だと考えます。 　そこで最後に、市長に伺います。今回の補助金拡充をひとつの契機として、この先の山の芋振興をどのようにお考えでしょうか。古くから栽培され、市内で広く作られてきた山の芋を、本市を代表する特産品として、将来にわたって守り育てていくための、今後の山の芋振興について、市長の見解をお聞かせください。
酒井市長	委員長からご質問をいただきました。順次、答弁をさせてい

ただきます。まず、今回の補正予算は、単に今年度の生産活動に対する一時的な支援というものではありません。これまで毎年、山の芋の振興について、農家の方のご意見を聞きつつ、その振興策をとってきたのですけれども、どんどん作付面積が減少し、このままでは丹波篠山の特産が消えてしまうのではないかという強い危機感を持って、何とか作付面積の減少に歯止めをかけて、山の芋が丹波篠山の特産としてこれからも胸を張れるような先々を期待しての振興策です。今回このような補正予算を組むことによって、来年度以降の生産拡大に何としてもつなげていきたいというメッセージの発信と、実効性のある一手として位置づけています。山の芋の生産現場は、4 月の播種から 11 月の収穫、年内、年明けにかけての土づくり、種芋の準備と途切れなく続いています。生産者の皆さんは、今の時期に来年度の作付けをどうされるかということを決められることになります。この大切な時期において、令和 8 年度の生産に対し、しっかりとした財政支援を行うことによって、山の芋の離農を防ぎ、これからも山の芋栽培をやっていこう、面積を広げようという生産意欲を喚起するとともに、現在、山の芋栽培に取組まれていない農家に対しても、このような姿勢を示すことによって栽培へつなげたいというふうに考えるものです。持続可能な産地づくりに向けて、3 年を区切りとして事業効果を検証・評価し、山の芋の産地として復活できるように全力を挙げて取り組んでいきたいと考えています。

次に、切れ目のない制度設計など施策全体の見直しについてです。山の芋生産を持続していくためには、今回の経済的な下支えだけではなくて、お話のとおり販売単価の向上、省力化技術の普及、栽培技術の継承など、生産者の成長段階に応じた支援を一体的に講じていくことが必要であると考えています。

特に、新たに栽培を始められた皆さんが 2 年目の壁を乗り越えて、定着するための伴走型の支援であったり、200 名を超える 5 アール未満の小規模な生産者の皆様へのアプローチが重要な課題であると受け止めています。そのため、次の 2 点に重点を置いて見直しを進めていきたいと考えています。

一つ目は、生産者の成長段階に応じた支援の構築です。新規参入から技術習得、面積拡大、安定生産に至る各段階で孤立しないように、既存の山の芋生産農家やＪＡ、普及センターと連携した

伴走型の体制を検討していきます。

二つ目は既存施策の検証と整合性の確保についてです。機械導入や土づくり、のれん分け事業などの各種振興施策について、お話のとおり面積要件や対象者、支援内容が現場のニーズに合致しているか。制度の間でしっかりと整合性が図られているかを再点検いたします。その上で単年度の補助にとどまることなく、中長期的な効果的な支援体系につなげるために、新年度予算編成に向けて検討を進めたいと考えています。また、丹波篠山市だけでなくて、ＪＡも一緒になって本格的に山の芋の振興を図ろうとされており、これまでから取り組んで頂いている種芋の確保、出荷芋に対する特秀品、秀品への奨励金、協力化の支援、こういったことを一緒に取り組んでいくこととしているところです。

次に、今回の補助金拡充を一つの契機として、この先、未来に渡って丹波篠山の山の芋の振興をどのように考えているかについてです。この 3 年間は、単に補助金を増額して面積の減少を抑えていくということではないと考えています。目指すべきゴールは単に 17 ヘクタールに戻すということだけではなくて、丹波篠山の特産品として、生産に関わる皆さんがこれからも誇りを持って続けていただく持続可能な収益性のある産業へと仕組みをつくり丹波篠山の特産を今後とも維持していくということです。

このために、今後、以下の四つの取組に重点的に取組みたいと考えています。一つは担い手の定着。技術・経営支援、二つは、労力の負担経費、三つに収益性とブランド力の向上、四つに、確実な技術の継承、こういったことに取り組んで、特産の山の芋を次世代にしっかりと引き継いでいきたいと考えています。

それから、財源をどうするかについてです。令和 8 年度の奨励金は一般財源を活用し、１０アール当たり 6 万 4,000 円を交付するという提案をしています。また販売農家には、産地交付金を活用し、10 アール当たり 3 万 6,000 円が交付されます。令和 9 年度に向けては、奨励金を含む各種支援制度について、先ほどから申し上げているとおり見直しをすることとしておりますが、この財源については、一般財源、産地交付金、また丹波篠山の特産である山の芋の生産振興を図るために、丹波篠山ふるさと基金などの活用も検討したいと考えています。このように取組みを今回、補正予算を機にさらに力を入れていくことによって、何としても丹波篠山の特産山の芋を未来にわたって引き継いでいきたいと

	いう思いを持って取組みを進めたいと思います。
降矢委員長	では幾つか再質問をさせていただければと思います。今回の増額を受けた生産者の来期作付け以降、また、今年度の栽培農家のうち2年目以降でかつ5アール未満の小規模な面積で栽培している農家の方々が全体の3分の2に当たる190名いるとされていますが、令和9年度、17ヘクタールの目標への具体的な数値目標に、どのように、いつ把握して、検証して、数値目標に反映させていくお考えがあるのかどうか。細かいところになりますがお伺いできればと思います。
農都創造部	まず事業評価については先ほども、お話をさせていただきましたとおり3年間の一つの支援ということで区切りを持っておりますが、毎年、生産者の実態を把握し、動向については、関係機関と連携しながら協議をしていきたいと考えております。ただ関係機関だけでなくて、既存の山の芋生産農家の方々にも拡大に向けた意見を伺いながら、行政とともに、どのようにすればさらなる生産面積が増えるような形になるかどうかを見極めながら、年度評価をそれぞれに行っていきたいと考えております。毎年、5月、6月ぐらいには生産者から営農計画書という、その年の栽培面積を提出いただきます。最終確定は秋口になりますけれども、秋口の時点を踏まえて、次の生産振興につなげていきたいというふうに考えております。
降矢委員長	もう一つの質問ですけれども、今回のこの補助金の拡充を一つの契機として、この先の山の芋振興をどのように考えていくか、この補助金以外の総合的ロードマップなどは作成されているんでしょうか。
農都創造部	特産振興、また農業政策に係ます大きな計画としては農都創造計画がございます。そういった中で、丹波篠山市の山の芋については、面積を一つの基準や目標値として掲げております。山の芋につきましても、令和12年度には大きな目標でありますけれども30ヘクタールを目指したいというふうに計画には掲げている中で、その取組み方法としては、ご質問の中にもありました、知識や技術の継承、栽培技術の省力化、販売への展開、そして行政の支援、さらなるブランド化、こういったものを計画の中にも柱として挙げておりますので、農都創造計画に沿ったような形の中で、何とか面積拡大につなげていきたいと思っております。

降矢委員長　　先ほど成長段階における支援ということで、2 年目以降でかつ 5 アール未満の小規模な面積で栽培している農家の方々が 190 名いるというふうにもお伝えをしました。ぜひ、この方々にも、この成長段階にいおける支援を行っていくというご答弁もいただきましたので、ぜひこの先人の皆様が築いてこられた本市の特産品であるこの山の芋を、将来にわたって守り育てていくために、補助金の拡充を一つの契機としまして、省力化や技術継承、そして小規模農家への伴走支援を含めた山の芋振興仕組みそのものを、ぜひ立て直していくことをお願いしたいと思います。

また、令和 9 年度の 17 ヘクタールという目標達成に向けて、現場で寄り添った切れ目のない施策を展開していただくこと、そしてまた、皆さんがこんな内容を知らなかったということがないように、ぜひ周知も徹底していただきますようお願いしたいと思います。

農都創造部　　ご意見、ご提言、ありがとうございます。山の芋生産者に対しても十分現場のご意見をアンケート調査等によりまして、把握させていただきながら、また支援策についてもですね、篤農家の皆さんと一緒にさらなる支援の必要性について、内容をいろいろと検討していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

降矢委員長　　以上をもちまして、市長に対する質疑を終わりたいと思います。ここで休憩といたします。

（休憩　１２：５０～１２：５５）

討論・表決

降矢委員長　　それでは、日程第９の表決を議題とし、これから討論を行います。討論は一括して行います。討論はありませんか。

―　討論なし　―

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

降矢委員長　　つづいて、採決を行います。

議案第８４号　令和８年度丹波篠山市一般会計補正予算（第３号）

議案第８５号　令和８年度丹波篠山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
議案第８６号　令和８年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第８７号　令和８年度丹波篠山市介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第８８号　令和８年度丹波篠山市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第８９号　令和８年度丹波篠山市下水道事業会計補正予算（第１号）

－　賛成全員で可決　－

降矢委員長　　委員会の審査報告については、委員長に一任願いたいが、ご異議ありませんか。

－　異議なし　－

降矢委員長　　本日の会議は会議記録については、事務局に調製させ、委員長、副委員長において内容確認を行いたいと思います。また、委員会の審査報告についてもご一任願いたいが、御異議ありませんか。

－　異議なし　－

隅田副委員長　挨拶

降矢委員長　　散会宣告

１３：０５　　散会